

平成26年度

グリーン購入法 基本方針説明会資料

平成 27 年 2 月



この印刷物は、資源の循環へ
リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適性の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

目的 (第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、
国等の公的部門における調達の推進
情報の提供など

地方公共団体・地方独立行政法人 (第10条)

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進
(努力義務)

国等の各機関 (第7条)

(国会、裁判所、各省、独立行政法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表 環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請 (第9条)

← 環境調達を理由として、物品調達の総量を
増やすこととならないよう配慮 (第11条)

事業者・国民 (第5条)

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
(一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等 (第12条)

製造する物品等についての適切な環境
情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体 (第13条)

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情
報の提供

国(政府)

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供 (第14条)
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討 (附則第2項)

平成26年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について



Fun to Share
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

環境省総合環境政策局環境経済課

本日の説明の内容

- 1. グリーン購入法の概要及び特定調達品目に係る判断の基準等の見直しの概要**
- 2. 分野別・品目別の変更箇所について**

1. グリーン購入法の概要及び 特定調達品目に係る判断の 基準等の見直しの概要

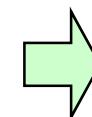
グリーン購入法の概要①（法の目的）

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
(環境物品等)について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

グリーン購入法の概要②（責務、基本方針、調達方針等）

国及び独立行政法人等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

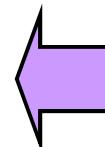
「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等



- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- 調達方針に基づき調達を推進
- 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）



（取組が不十分な場合）
環境大臣が各大臣等に必要な要請（法第9条）

グリーン購入法の概要③（地方公共団体等の責務等）

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

グリーン購入法の概要④（調達時の配慮、情報提供等）

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

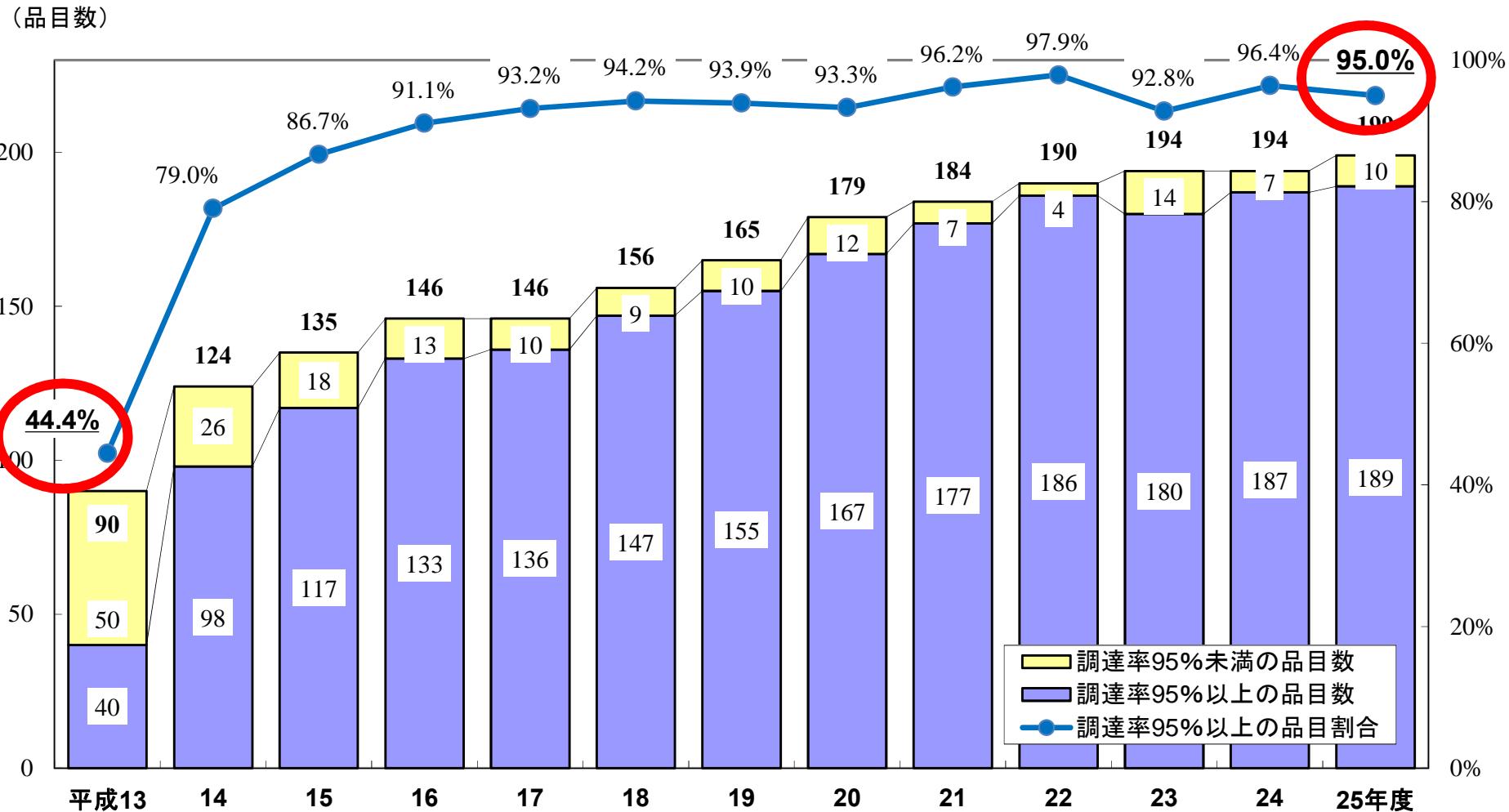
情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

情報の整理等（法第14条、附則2項）

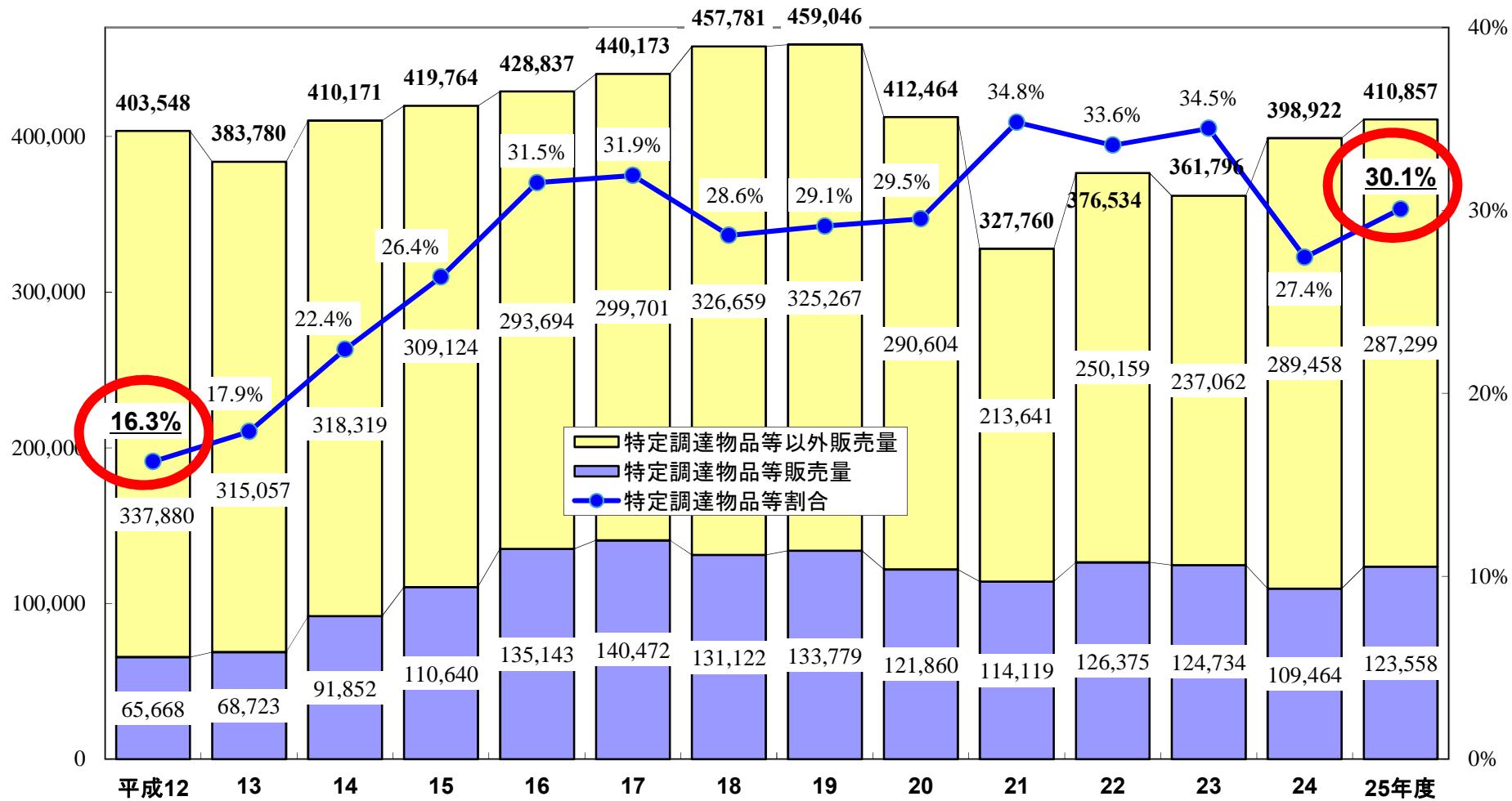
- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

国等の調達実績の推移



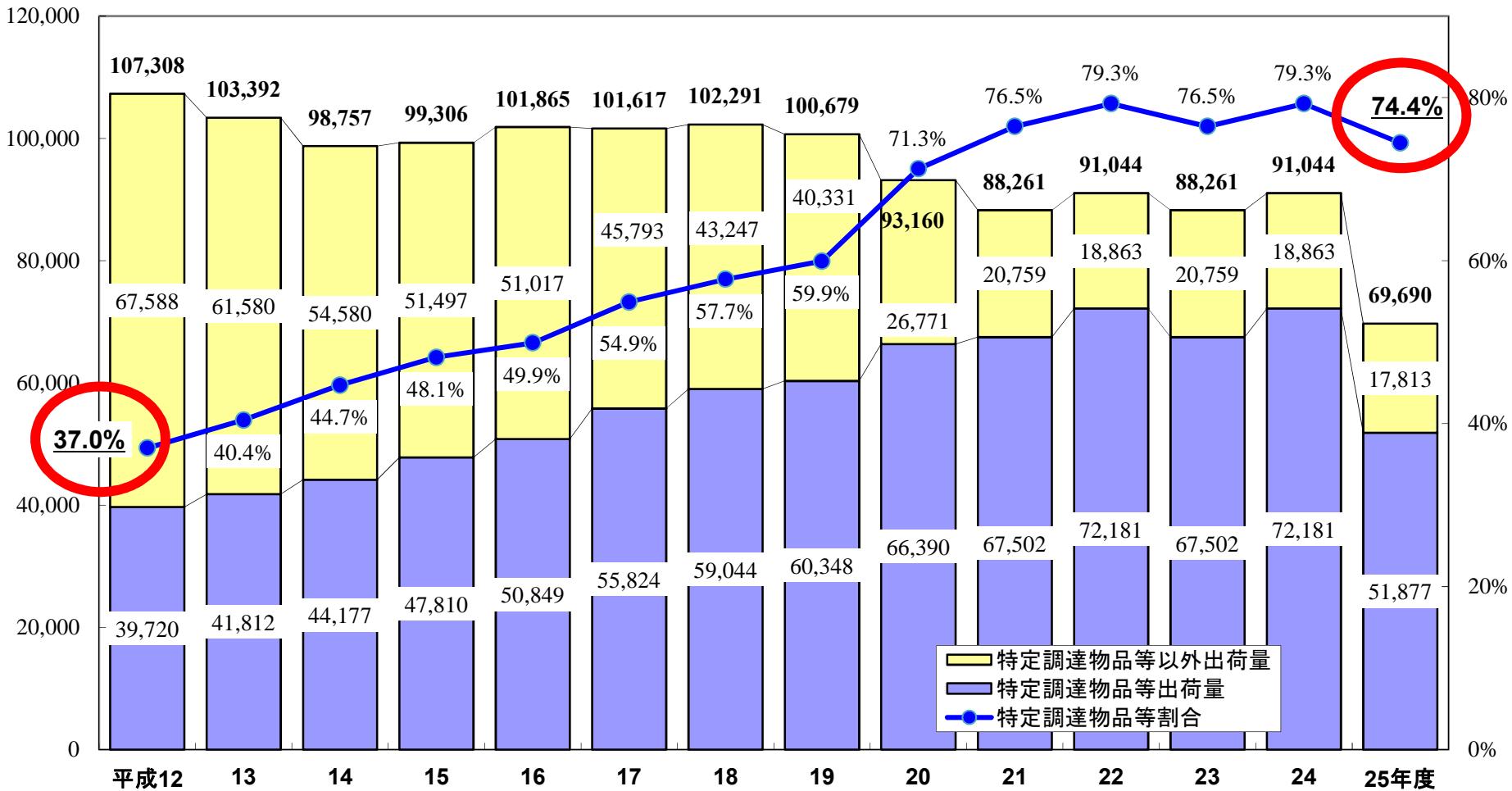
特定調達物品の国内販売量及び割合（マーキングペン）

(千本)



特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）

(千本)



判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ◆ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ◆ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ◆ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項
 - ▶ 現時点での判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

○特定調達品目の新規追加

- スマートフォン（移動電話等）
- 金属製ブラインド（インテリア・寝装寝具）
- 合板型枠（公共工事）

○分野名称の変更等

- 「OA機器」を下記の「①画像機器等」「②電子計算機等」及び「③オフィス機器等」の3分野に分割・再編
 - ① コピー機等3品目、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ及びカートリッジ等2品目の10品目
 - ② 電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ及び記録用メディア4品目
 - ③ シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機及び電池の5品目
- 「移動電話」を「移動電話等」に変更

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要②

○改正フロン法への対応等

- 平成27年4月の改正フロン法の全面施行を控え、フロン類使用機器・製品のノンフロン・低GWP化を促進するため、冷媒等にフロン類を使用している品目について判断の基準等の改定を実施

○特定の化学物質の使用制限等

- 電子・電気機器のうち、可能な品目について、特定の化学物質の使用制限を判断の基準として新たに追加するとともに、品目間の記載内容・表現を統一

○省エネルギーに関する基準の強化

- 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、照明について、消費電力、エネルギー消費効率又は待機時消費電力に係る基準の強化

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

3品目を特定調達品目に追加
47品目の判断の基準等の見直し

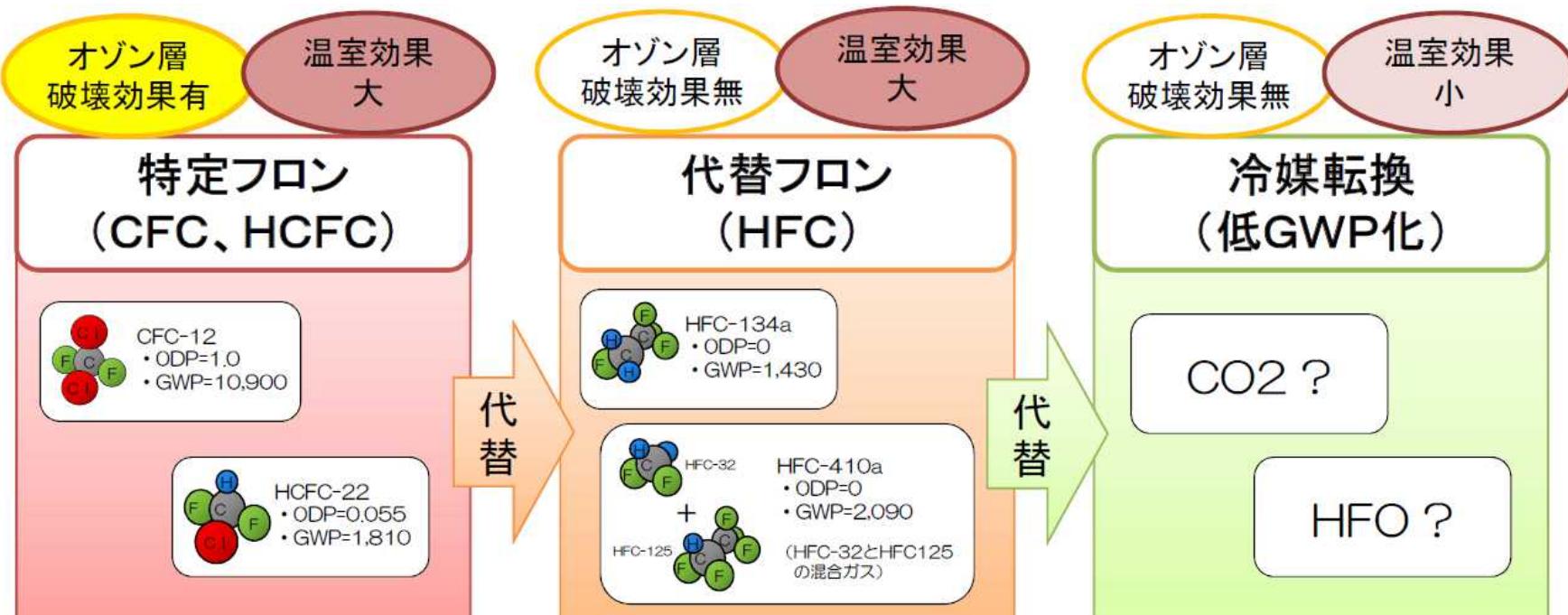
21分野270品目

2. 分野別・品目別の変更箇所について

改正フロン法への対応等①

■ フロン類の地球環境に及ぼす影響

- オゾン層破壊への影響：「**特定フロン**」は、オゾン層破壊効果と高い温室効果を有し、オゾン層を破壊する
- 地球温暖化への影響：特定フロンの代替として利用される「**代替フロン**」は、オゾン層破壊効果はないものの、高い温室効果を有するため、地球温暖化に影響を与える



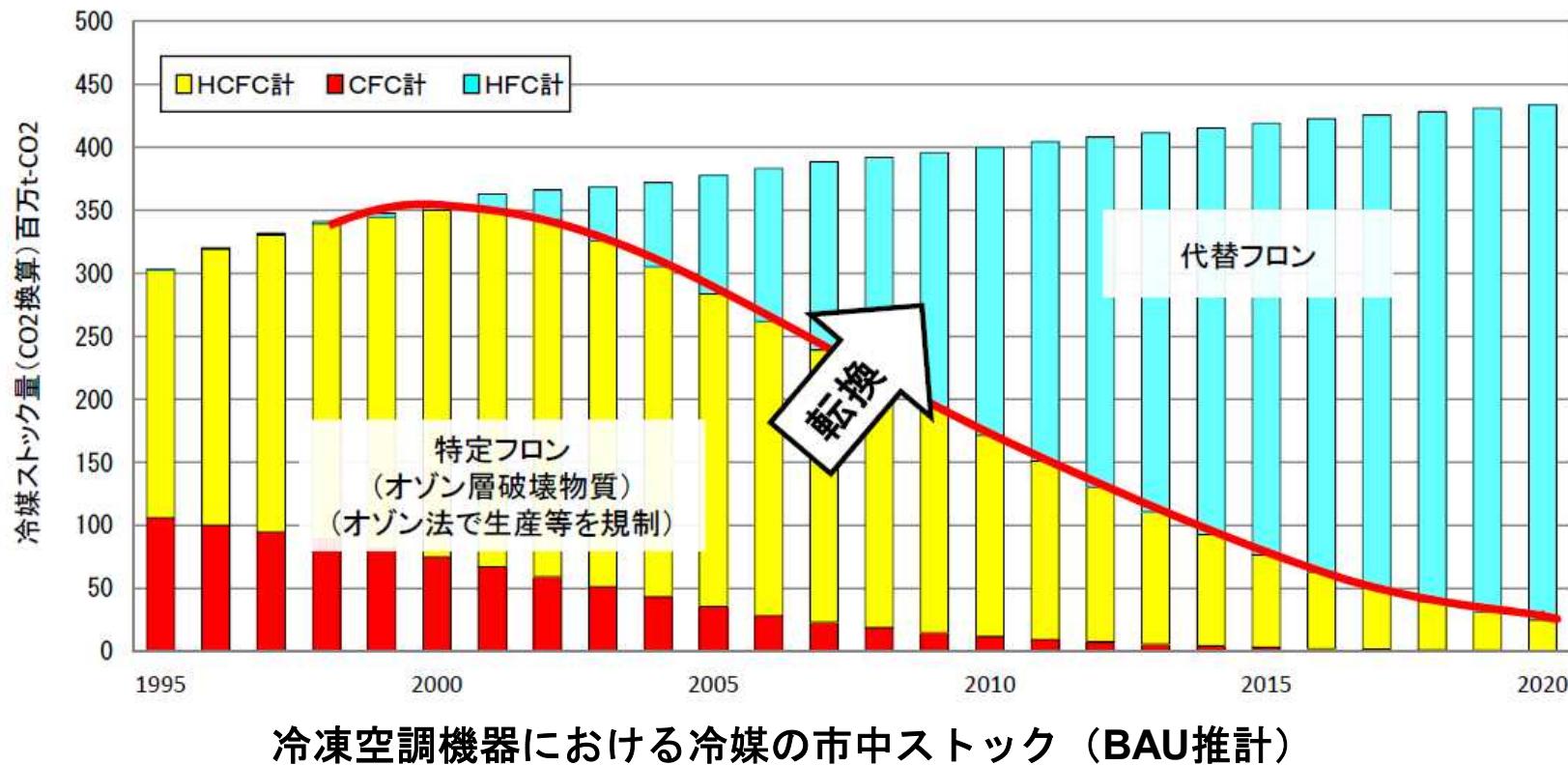
ODP (Ozone Depletion Potential) : オゾン層破壊係数 (CFC-11を1とした場合のオゾン層の破壊効果の強さを表す値)

GWP (Global Warming Potential) : 地球温暖化係数 (CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値)

改正フロン法への対応等②

■ HFCの排出量が増加の見込み

- 2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類については、**特定フロンから代替フロンへの転換**が進んでおり、**冷媒としての市中ストックは増加傾向にある**



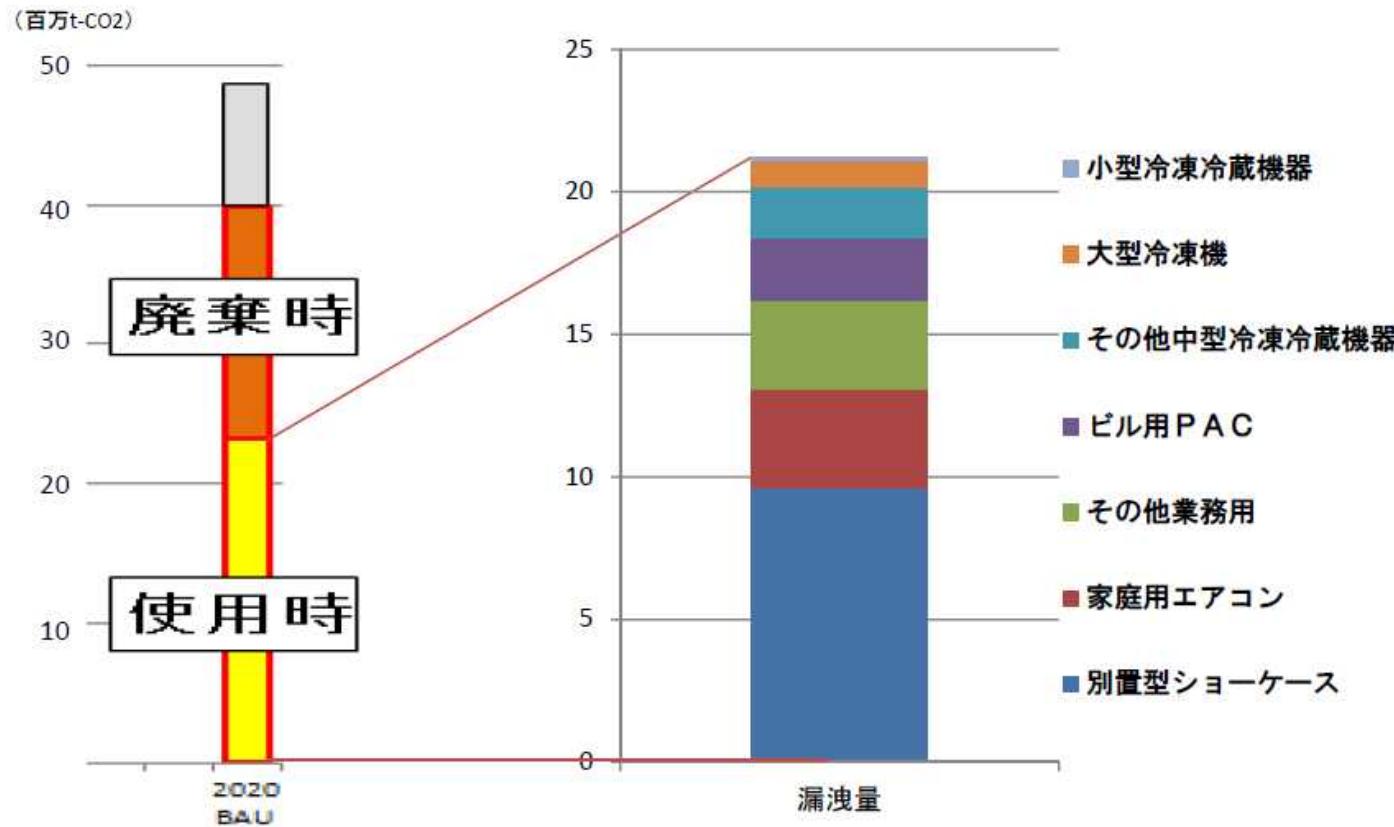
BAU (Business as Usual) : フロン分野の排出推計は、現状の対策を継続した場合の推計を示す。

推計値については冷凍空調機器出荷台数、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

改正フロン法への対応等③

■ 機器使用時の漏えい

- 冷凍空調機器の設備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明

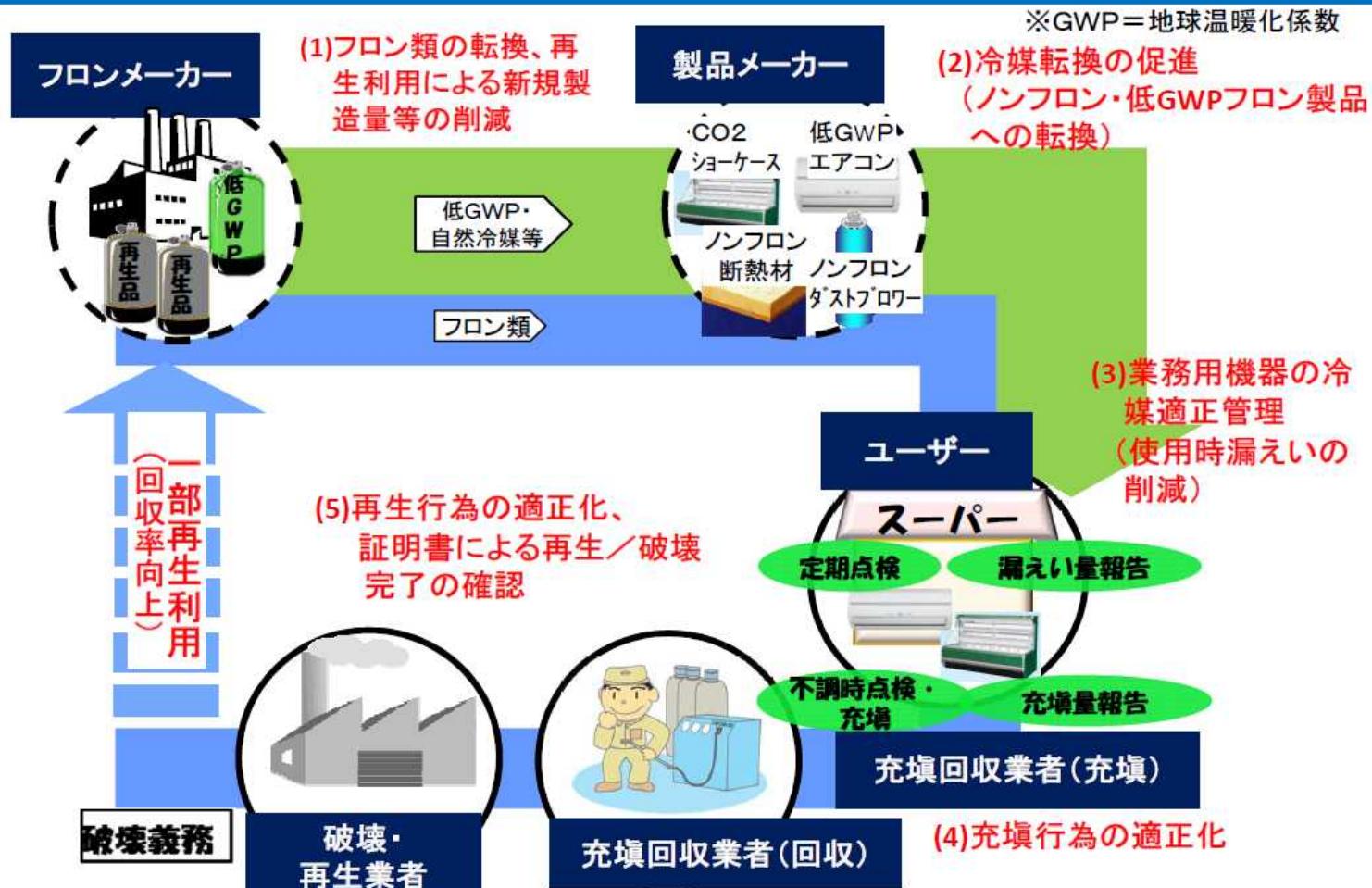


代替フロン等3ガス（京都議定書対象）の2020年排出予測（BAU）
と機器使用時漏洩源の内訳

改正フロン法への対応等④

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
 - フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体にわたる包括的な対策を実施するよう、平成25年6月にフロン回収・破壊法を改正

改正フロン法の全体像



改正フロン法への対応等⑤

■ 指定製品の低GWP・ノンフロン化

- フロン類使用製品の低GWP・ノンフロン化促進のため、家庭用エアコンなどの製品（**指定製品**）の製造・輸入業者に対して、**温室効果低減のための目標値**を定め、出荷する製品区分ごとに加重平均で目標達成を求める制度を導入
 - 安全性、経済性、省エネ性能等を評価
 - 現状でGWP値が最も小さい冷媒（トップランナー）を勘案し、目標値を設定

■ 指定製品の対象について

- 指定製品の対象は、代替冷媒候補に対応した製品の技術開発及び安全性評価等の状況を踏まえ、以下の**7区分を指定**
 - 家庭用エアコンディショナー、店舗・オフィス用エアコンディショナー、自動車用エアコンディショナー、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット、中央方式冷凍冷蔵機器、硬質ウレタンフォームを用いた断熱材、専ら噴射剤のみを充填した噴霧器
- 今回指定対象外の製品についても指定要件が整い次第、隨時指定の検討を実施

古紙の定義等の設定に伴う経過措置の終了

- 古紙の定義等の設定に伴い、平成26年3月31日までに製造された従前の判断の基準を満たす製品については、平成26年度1年間は特定調達物品等とみなすとする経過措置を終了

ダストプロワー【p.19】

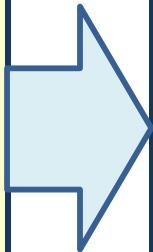
改正フロン法に対応

【判断の基準】

- フロン類が使用されていないこと。可燃性の高い物質が使用されている場合は、製品に取扱いに関する表示が必要
(備考・その他)
 - 二酸化炭素 (CO₂)、ジメチルエーテル (DME)、ハイドロフルオロオレフィン (HFO1234ze) 等が使用可能 (備考12)

OA機器分野の分割・再編

旧OA機器 (19品目)	画像機器等 (10品目)	電子計算機等 (4品目)	オフィス機器等 (5品目)
<p>コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計 プロジェクタ</p>	<p>コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ</p>	<p>電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア</p>	<p>シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池</p>



コピー機等【p.29】

使用済製品の回収システム等の構築等

【判断の基準】

- ③ 使用済製品の回収、部品の再使用又は再生利用システムの構築。再使用・再生利用できない部分についての減量化、適正処理等（単純埋立の回避）

【配慮事項】

- ⑤ 紙の使用量の削減機能の搭載

→ 両面印刷、縮小印刷、集約印刷（N in 1）等の機能

（備考・その他）

- 「複合機」とは、コピー機能に加え、プリント、FAX又はスキャンのうち1つ以上の機能を有する機器（備考1）
- 平成26年度において省エネルギーに係る判断の基準の強化に伴い設けていた経過措置を終了
- インクジェット方式の複合機は「プリンタ複合機」として整理

プリンタ等【p.36】

品目名称の変更、特定の化学物質の使用制限等

<品目名称の変更>

- 「プリンタ／ファクシミリ兼用機」を「プリンタ複合機」
 - ▶ プリンタ由来の複合機を「プリンタ複合機」として整理

【判断の基準】

④ 特定の化学物質の含有率基準の制限

(備考・その他)

- 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加え、コピー、FAX又はスキャンのうち1つ以上の機能を有する機器（備考1）
- 特定の化学物質は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（備考3）で、含有率基準値はJIS C 0950:2008に定める基準値（備考4）
- 平成26年度において省エネルギーに係る判断の基準の強化に伴い設けていた経過措置を終了

【参考】複合機とプリンタ複合機の区分

品目	複合機	プリンタ複合機
品目分類	コピー機(複写機)由来の複合機	プリンタ由来の複合機
定義	コピー機をベースとし、プリント、ファックス又はスキャンの機能を付加することにより2つ以上を標準機能として有する画像機器	プリンタをベースとし、コピー、ファックス又はスキャンの機能を付加することにより2つ以上を標準機能として有する画像機器
主たるマーキング技術	電子写真(EP)方式(トナーを使用)がほとんど	インクジェット(IJ)方式が多い 電子写真(EP)方式もある(ページプリンタと呼ばれる)
マーキング技術の特徴	電子写真方式は、感光ドラム上にトナー(粉体現像剤)で画像を形成し普通紙に転写する間接静電式。	インクジェット方式は、インク粒子や小滴を用紙に噴射させて文字等を形成する方式。電子写真方式は左参照。
製品例(イメージ)		
その他	拡張性のあるデジタルコピー機は、市場では複合機として扱われている場合もある。	プリンタ部分がそのまま流用されスキャナ機能を拡張しているものは外観で判別可能。

ファクシミリ【p.41】、スキャナ【p.44】

特定の化学物質の使用制限

【判断の基準】

- 特定の化学物質の含有率基準の制限

(備考・その他)

- 特定の化学物質は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（備考1）で、含有率基準値はJIS C 0950:2008に定める基準値（備考2）
- 平成26年度において省エネルギーに係る判断の基準の強化に伴い設けていた経過措置を終了

省エネルギー基準の強化、対象範囲の拡大等

【判断の基準】

- ① サーバ型電子計算機の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと
- ア. 省エネ法のエネルギー基準達成率が180%以上（CPUが専用CISCの場合は100%）
 - ➡ 省エネ法のトップランナー基準を180%以上超過達成
 - イ. オフモード消費電力1W以下、かつ、長期アイドルモード消費電力が最大アイドルモード消費電力以下
 - ➡ 国際エネルギースタートプログラムのコンピュータのVer6.0の基準

（備考・その他）

- 複合理論性能が20万M演算/秒以上のサーバ型電子計算機は対象外（クライアント型電子計算機は対象）（備考1①）

省エネルギー基準の強化、対象範囲の拡大等

【判断の基準】

- ② クライアント型電子計算機の場合は、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと
- ア. 省エネ法のエネルギー基準達成率が200%以上
→ 省エネ法のトップランナー基準を200%超過達成
- イ. 標準年間消費電力量が最大年間消費電力量以下（デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブック）
- ウ. 加重消費電力が最大加重消費電力以下（ワークステーション）
- エ. 標準年間消費電力量が最大年間消費電力量以下（シンクライアント）
→ イ～エは国際エネルギー ستープログラムのコンピュータのVer6.0の基準

シュレッダー【p.70】

待機時消費電力の強化・出荷時設定等

【判断の基準】

- ① 待機時消費電力が1.5W以下
 - ➡ 従前の裁断モーター出力別の基準（2～3W以下）から強化
- ② 低電力モード又はオフモードを備える機器の当該モードへの移行時間に出荷時に10分以下に設定
 - ➡ 配慮事項からの格上げ

【配慮事項】

- ① 特定の化学物質の含有率基準の制限

（備考・その他）

- 特定の化学物質は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（備考6）で、含有率基準値はJIS C 0950:2008に定める基準値（備考7）

JIS規格の変更に伴う修正

【判断の基準】

① 一次電池の最小平均持続時間

→ JIS規格の変更に伴い判断の基準を修正

(備考・その他)

- 「災害備蓄用品（生活用品・資材等）」の一次電池（p.161）についても、同様の修正を実施

スマートフォンの追加、環境配慮設計の必須化等

<新規追加>

- 「スマートフォン」を特定調達品目として追加

【判断の基準】

- ① 携帯電話・PHSの場合は、次のいずれか要件を満たすこと
 - ア. 搭載機器・機能の簡素化
 - イ. アプリケーションのバージョンアップが可能
- ② 環境配慮設計の実施及び実施状況公表等
 - ▶ 判断の基準②はすべての品目が満たすことが必須の基準
- ③ 使用済製品の回収システム等の構築及び取組状況公表等
- ④ 回収製品で再使用・再生利用できない部分の適正処理
- ⑤ 消耗品の修理の仕組み、部品の製造終了後6年以上保有
- ⑥ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示
 - ▶ 判断の基準③～⑥については変更なし。配慮事項も変更なし

移動電話等②

スマートフォンの追加、環境配慮設計の必須化等

(備考・その他)

- 「携帯電話」とは、携帶用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されもので、通常の行政事務に供するもの（備考1）
- 「PHS」とは、携帶用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS基地局に接続されもので、通常の行政事務に供するもの（備考2）
- 「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・WEB閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加し、機能拡張等が可能な端末（備考3）

電気冷蔵庫等①【p.81】

ノンフロン・低GWP化促進、経過措置の延長等

【判断の基準】

- ① エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率165%以上）
- ② 冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用
→ フロン類の不使用をより明確化
- ③ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示
(備考・その他)
 - 定格内容積250㍑超400㍑以下の製品については、平成27年度1年間は多段階評価基準の3つ星（省エネルギー基準達成率133%以上）でも可（備考7イ）
 - 定格内容積250㍑以下の製品については、トップランナー基準を上回らないこと（2つ星）でも可（備考7ア）

電気冷蔵庫等②

省エネ統一ラベルの例（同程度の内容積の比較）



428リットルの5☆製品の例



427リットルの4☆製品の例



420リットルの3☆製品の例

400リットル超の3☆は
判断の基準を満た
していない製品

ブラウン管TVの削除、省エネルギー基準の強化等

<品目からの削除>

- 「ブラウン管テレビ」を対象から削除

【判断の基準】

- ① エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率198%以上）
- ② リモコン待機時の消費電力が0.5W以下
 - ➡ リモコン待機時消費電力を新たに基準化
- ③ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示

多段階評価	省エネルギー基準達成率	} 基準を満足
★★★★★	246%以上	
★★★★☆	198%以上 246%未満	
★★★☆☆	149%以上 198%未満	
★★☆☆	100%以上 149%未満	
★☆	100%未満	

テレビジョン受信機②

省エネ統一ラベルの例（50V型）等

（備考・その他）

- 判断の基準②（リモコン待機時消費電力）は、赤外線リモコンに適用。リモコン待機時の消費電力は、リモコンで電源を切った状態の消費電力（備考2）
- 判断の基準①について平成27年度1年間の経過措置を設定。この期間は多段階評価基準の3つ星（エネルギー基準達成率149%以上）でも可（備考7）



50V型の液晶テレビの例（3☆～5☆）

電気便座【p.88】

省エネルギー基準に係る経過措置の延長

【判断の基準】

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率159%以上）

（備考・その他）

- 温水洗浄便座のうち瞬間式で節電方式としてタイマー方式及び夜間等の非使用状態の判別機能搭載製品は、多段階評価基準の3つ星（省エネルギー基準達成率129%以上）でも可（備考3）
- 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品は、トップランナー基準達成（2つ星）でも可（備考4）

多段階評価	省エネルギー基準達成率	基準を満足
★★★★★	188%以上	
★★★★☆	159%以上 188%未満	
★★★☆☆	129%以上 159%未満	
★★☆☆☆	100%以上 129%未満	
★☆☆☆☆	100%未満	

待機時消費電力の基準の設定等

【判断の基準】

- ② 待機時消費電力が0.05W未満
 - ➡ 待機時消費電力を新たに基準化
- ③ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示

改正フロン法対応等

【判断の基準】

- ⑤ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示

【配慮事項】

- ① 家庭用エアコンの冷媒のGWPは750以下。業務用エアコンは、冷媒に可能な限りGWPの低い物質を使用
- ③ 製品の設計・製造に当たり、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等への配慮及び情報開示

ガスヒートポンプ式冷暖房機【p.96】

ノンフロン・低GWP化促進

【配慮事項】

- ① 冷媒に可能な限りGWPの低い物質を使用

ノンフロン・低GWP化促進、経過措置の延長等

【判断の基準】

③ 冷媒にフロン類の不使用

- ▶ フロン類の不使用を明確化（家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に適用）

【配慮事項】

① 冷媒に可能な限りGWPの低い物質を使用

（備考・その他）

- 判断の基準③（フロン類の不使用）は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器には適用しないが、オゾン層破壊物質は使用禁止（備考6）
- 判断の基準①（家庭用ヒートポンプ式電気給湯器の省エネルギー基準）について平成27年度1年間の経過措置を延長（備考7）

こんろ部、グリル部、オーブン部の基準の統合

【判断の基準】

- ① こんろ部に係る省エネルギー基準（消費エネルギー効率）
 - ② グリル部に係る省エネルギー基準（消費エネルギー効率）
 - ③ オーブン部に係る省エネルギー基準（消費エネルギー効率）
- ➡ 従前は①～③いずれかの基準を満たすことで可であったが、今後は①～③すべての基準を満たすことが必要

エネルギー消費効率の強化、演色性の向上

【判断の基準】

① 光源色別の固有エネルギー消費効率の基準

- ▶ ダウンライト及び高天井器具のうち昼光色、昼白色及び白色の場合は緩和措置

② 平均演色評価数Raが80以上

- ▶ ダウンライト及び高天井器具の場合はRa70以上

光源色	相関色温度	固有エネルギー消費効率
昼光色	5,700～7,100K	110lm/W以上
昼白色	4,600～5,500K	
白 色	4,600～5,500K	
温白色	3,250～3,800K	75lm/W以上
電球色	2,600～3,250K	

ダウンライト及び高天井器具

(備考・その他)

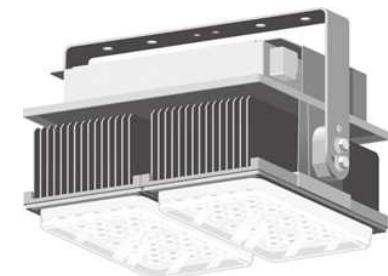
- ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色で、器具埋込穴寸法が300mm以下のものの固有エネルギー消費効率は85lm/W以上（表2の備考3）
- 高天井器具（天井灯で定格光束12,000lm以上）のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものの固有エネルギー消費効率は100lm/W以上（表2の備考4）



ダウンライト



高天井器具



エネルギー消費効率の強化、長期使用

【判断の基準】

① 電球形LEDランプ

ア. 光源色別のランプ効率の基準

➡ ビーム開き90度未満の反射形タイプ（50lm/W以上）及び調光・調色対応ランプ（基準値から一律▲5lm/W）は緩和措置

ウ. 定格寿命が40,000時間以上

➡ ビーム開き90度未満の反射形タイプは30,000時間以上

光源色	相関色温度	ランプ効率
昼光色	5,700～7,100K	80lm/W以上
昼白色	4,600～5,500K	
白 色	4,600～5,500K	
温白色	3,250～3,800K	70lm/W以上
電球色	2,600～3,250K	

特定調達品目に新規追加

＜新規追加＞

- 「金属製ブラインド」を特定調達品目として追加

【判断の基準】

- 日射反射率に係る基準
 - ▶ 冷房負荷の低減を図るため明度（L*値）に対応した日射反射率の基準を設定

【配慮事項】

- 製品の簡易包装・梱包、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮

明度L*値	日射反射率 (%)
70.0以下	40.0
70.0超80.0以下	50.0
80.0超	60.0

マットレス【p.139】

ノンフロン・低GWP化促進

【判断の基準】

- ④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類の不使用
→ フロン類の不使用を明確化

太陽熱利用システム【p.150】

JIS規格との整合、JIS規格適合品が特定調達物品等

【判断の基準】

- ① 日射量に対する集熱量の基準
→ 従前の「集熱効率」からJIS規格（JIS A 4112）の日射量と集熱量に変更（集熱効率は40%で基準値に変更なし）

（備考・その他）

- JIS A 4112で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは判断の基準を満たす（備考5）

品質・安全性等の事前確認

（備考・その他）

- 災害備蓄用の飲料水（又は食料）は長期にわたり備蓄・保管するため、賞味期限内の品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を実施（飲料水の備考4工、食料の備考8ウ）

災害備蓄用品（一次電池）【p.161】

JIS規格の変更に伴う修正（再掲）

【判断の基準】

- ① 一次電池の最小平均持続時間
→ JIS規格の変更に伴い判断の基準を修正

経過措置の延長

【判断の基準】

② 近赤外波長域の日射反射保持率の平均が80%以上

（備考・その他）

- 判断の基準②に設定している経過措置を平成27年度1年間延長
（備考3）

改正フロン法、経済産業省告示制定等に対応

【判断の基準】

- ① フロン類の不使用

【配慮事項】

- 押出ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材は、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいこと

（備考・その他）

- 「熱損失防止性能」の定義・測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年12月経済産業省告示第270号）による（備考2）

プレミアム効率のモータ

【判断の基準】

○ プレミアム効率のモータの使用

（備考・その他）

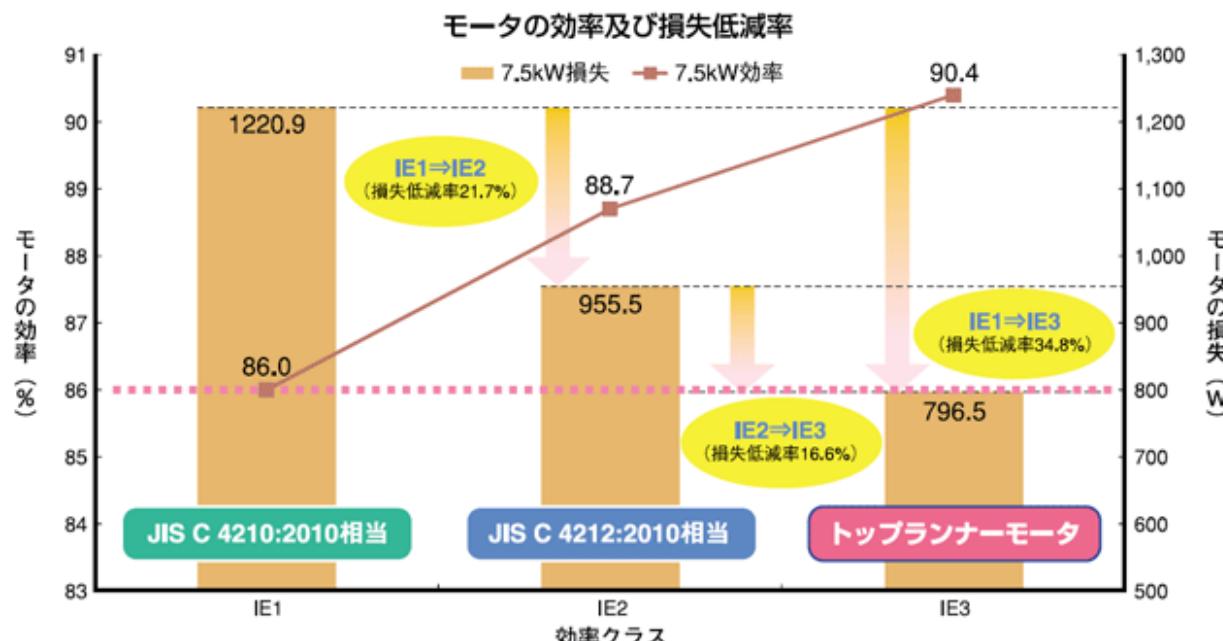
- プレミアム効率のモータは、JIS C 4213で規定される低圧トップランナーモータ（「送風機」及び「ポンプ」の備考1）
- 「送風機」の適用範囲は、低圧電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機（電動機直動式及び排煙機は除く）（「送風機」の備考2）
- 「ポンプ」の適用範囲は、低圧電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプ（「ポンプ」の備考2）

[参考] プレミアム効率のモータ

■ プレミアム効率のモータとは

- 世界的な規格であるIEC規格（国際電気標準会議）においてモータ効率が規定。効率クラスとしてIE1（標準効率）、IE2（高効率）及びIE3（プレミアム効率）が定められている。プレミアム効率のモータは省エネ法トップランナー基準を満たすモータ

➡ 国内で使用されているモータの97%がIE1である現状から、すべてIE3（プレミアム効率）に置き換えたとすれば、電力削減量は全消費電力量の約1.5%に相当する155億kWh/年になると試算



特定調達品目に新規追加

<新規追加>

- 「合板型枠」を特定調達品目として追加

【判断の基準】

- 型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと
 - ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料となる木材は、合法木材であること
 - ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等以外の原料となる木材は、合法木材であること

【配慮事項】

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材等以外の原料となる木材は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

適用対象、板面表示等

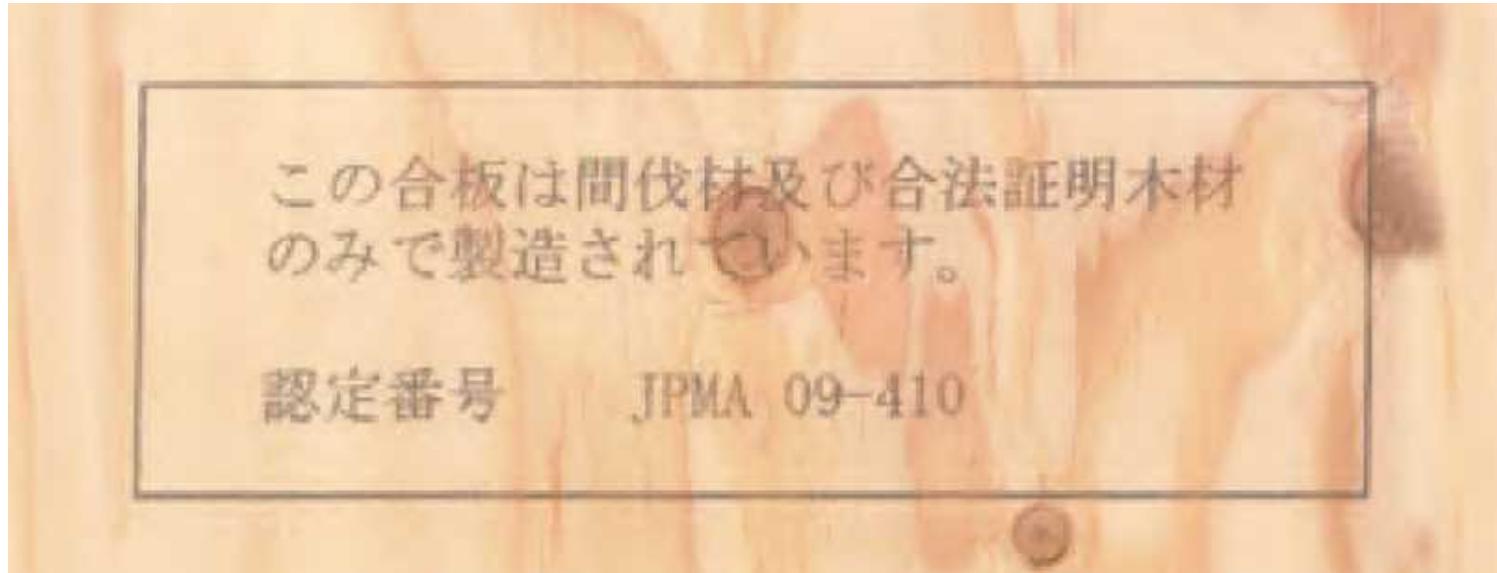
（備考・その他）

- 判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする
(備考1)
 - 原料となる木材の合法性又は持続可能性を確認する場合は、合板型枠の板面に備考3に示す内容が表示されていることを確認
(備考2)
 - 合板型枠の板面には、下記ア、イの内容を表示すること（表示内容は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠）
 - ア. 判断の基準①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
 - イ. 認定・認証番号、認定団体名等
- ※各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示。板面への表示が困難な場合は木口面の見やすい箇所に明瞭に表示
(備考3)

経過措置の設定、板面表示の例等

（備考・その他）

- 判断の基準①及び②の適用は、平成27年度までは経過措置を設け、この期間中は判断の基準を満たす合板型枠の調達に努める。備考3の表示のない合板型枠は、判断の基準を適用する対象には含めない（備考4）



合板型枠の板面表示の例

技術資格の要件、省エネ対策の提案内容の変更

【判断の基準】

- 表1の技術資格（資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者）
 - ➡ 「電気主任技術者」の追加
 - ➡ 「エネルギー管理士」の修正（資格の変更に伴う修正）
- 表2の省エネルギー対策の提案内容
 - ➡ 「運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠」の追加
 - ➡ 「エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠」の削除

（備考・その他）

- 表1の技術資格を有する者と「同等と認められる技能を有する者」としては、例えば、（一財）省エネルギーセンターにおいて認定を行っている「エネルギー診断プロフェッショナル」が該当

印刷【p.193】

ドライトナーの古紙リサイクル適性ランクの評価

<表1 古紙リサイクル適性ランクリスト>

- デジタル印刷インキ類

- ▶ リサイクル対応型ドライトナーは「Aランク」
- ▶ 一般のドライトナーは「Bランク」

(備考・その他)

- リサイクル対応型ドライトナーは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認（表1の備考1）

改正フロン法対応、省エネ法対応

【判断の基準】

- ⑤ 空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合は、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること
- 配慮事項から判断の基準へ格上げ

【配慮事項】

- ① 電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施
- 「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）」を追記

輸配送【p.215】、旅客輸送【p.219】、引越輸送【p.231】

省エネ法対応

【配慮事項】

- 電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施
 - ▶ 「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（経済産業省・国土交通省告示第2号（平成26年1月17日）」を追記（「輸配送」の配慮事項①及び「引越輸送」の配慮事項③ア）
 - ▶ 「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（経済産業省・国土交通省告示第3号（平成26年1月17日）」を追記（「旅客輸送」の配慮事項①）

飲料自動販売機設置【p.227】

ノンフロン・低GWP化促進

【判断の基準】

② 冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用

→ フロン類の不使用をより明確化

(備考・その他)

- 使用できる冷媒は、二酸化炭素（CO₂） 、炭化水素（HC） 、ハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等（備考4）
- 判断の基準②の冷媒は、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しない。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用しない、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用すること（備考5）

ぽかぽかをもうひとつ。



室温20度で快適に温かく過ごすために様々な工夫が行われてきた職場や家庭でのウォームビズ。冬の節電は、夏の対策よりも省エネ効果やCO₂排出量の削減効果が高いと言われています。

今までのウォームビズにさらに、ちょっとしたアイデアをプラスすることで、より快適に楽しく、温かく過ごすことができます。

それが、ウォームビズ・プラス・ワン。

みんなで、あっと驚くアイデアと一緒に考え、ウォームビズの輪を広げていきましょう！

ウォームビズ期間：2014年11月1日～2015年3月31日

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

■■■■■:判断の基準変更品目

■■■■■:平成27年度追加品目

分 野	特定調達品目 (平成26年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成27年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加 品目数	品目名称等
共 通				
1 紙 類	7	コピー用紙		
		フォーム用紙		
		インクジェットカラープリンター用塗工紙		
		塗工されていない印刷用紙		
		塗工されている印刷用紙		
		トイレットペーパー		
		ティッシュペーパー		
2 文 具 類	83	シャーブペンシル		
		シャーブペンシル替芯		
		ボールペン		
		マーキングペン		
		鉛筆		
		スタンプ台		
		朱肉		
		印章セット		
		印箱		
		公印		
		ゴム印		
		回転ゴム印		
		定規		
		トレー		
		消しゴム		
		ステープラー		
		ステープラー(汎用型以外)		
		ステープラー針リムーバー		
		連射クリップ(本体)		
		事務用修正具(テープ)		
		事務用修正具(液状)		
		クラフトテープ		
		粘着テープ(布粘着)		
		両面粘着紙テープ		
		製本テープ		
		ブックスタンド		
		ペンスタンド		
		クリップケース		
		はさみ		
		マグネット(玉)		
		マグネット(バー)		
		テープカッター		
		パンチ(手動)		
		モルトケース(紙めくり用スponジケース)		
		紙めくりクリーム		
		鉛筆削(手動)		
		OAクリーナー(ウェットタイプ)		
		OAクリーナー(液タイプ)		
		ダストプロワー	*噴射剤に係る判断の基準の見直し	
		レターケース		
		メディアケース		
		マウスパッド		
		OAフィルター(枠あり)		
		丸刃式紙裁断機		
		カッターナイフ		
		カッティングマット		
		デスクマット		
		OHPフィルム		
		絵筆		
		絵の具		
		墨汁		
		のり(液状)(補充用を含む。)		
		のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
		のり(固形)		
		のり(テープ)		

分野	特定調達品目 (平成26年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成27年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
		ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		
3 オフィス家具等	10	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローバーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード		
40A機器	19	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア		<p>分野を3つに分割 画像機器等:コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、カートリッジ等、プロジェクト 電子計算機等:電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア オフィス機器等:シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池又は小形充電式電池</p> <p>* 使用済み製品の回収、再使用、再生利用のシステム構築等を判断の基準に追加 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 紙の使用量削減機能を配慮事項に追加 * インクジェット方式の製品をプリンタ等の区分に変更</p> <p>* エネルギー消費基準の判断の基準の見直し * 複合理論性能が1秒につき20万メガ演算(20GTPS)以上のものを対象に追加(クライアント型)</p> <p>* 「プリンタ/ファクシミリ兼用機」の品目名称を「プリンタ複合機」に変更 * 特定の化学物質の使用の制限を判断の基準に追加 * 消費電力に係る経過措置を終了</p> <p>* 消費電力に係る経過措置を終了 * 特定の化学物質の使用の制限を判断の基準に追加 * 消費電力に係る経過措置を終了 * 特定の化学物質の使用の制限を判断の基準に追加</p> <p>* 待機時消費電力の基準の強化 * 出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間について、配慮事項から判断の基準へ格上げ * 特定の化学物質の使用の制限を配慮事項に追加</p>

分 野	特定調達品目 (平成26年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成27年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
5 移動電話	2	一次電池又は小形充電式電池	1	* 一次電池について、JIS規格の改定に伴う判断の基準の見直し
		電子式卓上計算機		
		トナーカートリッジ		
		インクカートリッジ		
		掛時計		
		プロジェクタ		
6 家電製品	6	携帯電話	1	分野名称を「移動電話等」に修正
		PHS		* 環境配慮設計に係る判断の基準を必須化
				スマートフォン
7 エアコンディショナー等	3	電気冷蔵庫		* 冷媒に係る判断の基準を見直し
		電気冷凍庫		* 定格内容積250L以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長（で可）
		電気冷凍冷蔵庫		* 定格内容積250L超400L以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長（で可）
		テレビジョン受信機		* 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加
				* 省エネ法多段階評価基準の改定に伴う見直し（1年間の経過措置の設定）
				* ブラウン管テレビを対象から削除
8 温水器等	4	電気便座		* 待機時消費電力に係る判断の基準を追加
		電子レンジ		* 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加
				* 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長（で可）
				* 暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長（で可）
9 照明	5	エアコンディショナー		* 待機時消費電力に係る判断の基準を追加
		ガスヒートポンプ式冷暖房機		* 特定の化学物質の使用について、含有率基準値を追加
		ストーブ		* 冷媒に使用される物質に係る配慮事項を追加
				* 冷媒の充填量の低減、漏えい防止等に係る取組及び情報開示を配慮事項に追加
				* 配慮事項に冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることを追加
10 自動車等	5	ヒートポンプ式電気給湯器		* エネルギー消費効率に係る経過措置を延長
		ガス温水機器		* 冷媒に係る判断の基準を見直し
		石油温水機器		
		ガス調理機器		
				* 判断の基準を見直し
11 消火器	1	蛍光灯照明器具		
		LED照明器具		* 固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数Raに係る判断の基準を強化
		LEDを光源とした内照式表示灯		
		蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）		
		電球形形状のランプ		* 電球形LEDランプのランプ効率及び定格寿命に係る判断の基準を強化等
12 制服・作業服	3	自動車		* カーエアコンの冷媒に係る地球温暖化係数を配慮事項に追加（GWP150以下）
		E T C 対応車載器		
		カーナビゲーションシステム		
		乗用車用タイヤ		

分 野	特定調達品目 (平成26年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成27年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
13 インテリア・寝装寝具	10	カーテン	1	
		布製ブラインド		
		タフティッドカーペット		
		タイルカーペット		
		織じゅうたん		
		ニードルパンチカーペット		
		毛布		
		ふとん		
		ベッドフレーム		
		マットレス		* ウレタンフォームの発泡剤に係る判断の基準を見直し
14 作業手袋	1	作業手袋		
15 その他の織維製品	7	集会用テント		
		ブルーシート		
		防球ネット		
		旗		
		のぼり		
		幕		
		モップ		
16 設備	6	太陽光発電システム		
		太陽熱利角システム		* 集熱効率に係る判断の基準を見直し
		燃料電池		
		生ゴミ処理機		
		節水機器		
		日射調整フィルム		
17 災害備蓄用品	10			* 飲料水及び食料について、賞味期限内における品質・安全性の事前確認を留意事項に追記等 * 一次電池について、JIS規格の改定に伴う判断の基準の見直し
		(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池)		
		ペットボトル飲料水		
		缶詰		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
18 公共工事	67	非常用携帯燃料	1	
		携帯発電機		
		公共工事		
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水碎スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		日射反射率保持率に係る経過措置の延長
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		

分 野	特定調達品目 (平成26年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成27年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル 断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 フローリング パーティクルボード 繊維版 木質系セメント板 ビニール系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 洋風便器 再生材料を使用した型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		* フロン法改正、経済産業省告示制定等に伴う改正 * 経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS制定に伴う改正 * 経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS制定に伴う改正 合板型枠
19 役 務	18	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 荷物管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 店舗等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営		* 判断の基準（技術資格、内容等）の見直し * 古紙リサイクル適性ランクリストの改定に伴う見直し（デジタル印刷用ドライタナーのランクを設定） * フロン類の漏えい防止のための措置を配慮事項から判断の基準に変更 * 経済産業省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正 * 冷媒及び断熱材発泡剤のフロン類に係る判断の基準の見直し * 経済産業省・国土交通省告示制定に伴う配慮事項の修正
	品目数	267	3	21分野270品目

今後のスケジュールについて

1. 当面のスケジュール

【共 通】

2月3日(火)	基本方針の閣議決定
2月9日(月)~3月13日(金)	基本方針説明会(全国8か所)
4月以降	基本方針等に基づいた環境物品等の調達の推進

【国等の機関のみ】

3月中	平成27年度調達方針の作成(各機関)
4月24日(金)まで	平成27年度調達方針に関する環境省への連絡
4月24日(金)まで	平成27年度グリーン購入法担当者の環境省への連絡
6月30日(火)まで	平成26年度調達実績の公表及び環境省への報告

2. 来年度のスケジュール(予定)

6月(1ヶ月程度)	特定調達品目に係る提案募集
8月、10月、12月	特定調達品目検討会
11月中旬(1ヶ月程度)	パブリックコメント
2月上旬	基本方針閣議決定
2月中旬~3月中旬	基本方針説明会(全国8か所を予定)

グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定めている特定調達品目及びその判断の基準については、毎年度見直しを行っています。

毎年、特定調達品目の追加、見直しを行う際の検討の参考とするため、特定調達品目に関する提案募集を実施しています。

1. 提案募集の内容

- ・「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」の提案
- ・現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

提案募集は、「物品・役務」「公共工事」の分野に分けてそれぞれ実施しています。

提案募集は、「特定調達品目」及びその「判断の基準」の追加、見直し等に係る検討の参考とするため、「特定調達品目」及びその「判断の基準」に関する提案をいただくことを目的としており、特定の商品をご提案いただいたり、商品の審査及び認証を行ったりするものではありません。

2. 提案募集のスケジュール

6月上旬頃から1ヶ月程度を予定。

3. その他

- (1) 平成26年度までの提案募集の内容詳細は、以下の環境省ホームページからご確認いただけます。

<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/teianbosyu.html>

- (2) 平成27年度の提案募集については、提案募集開始時に、環境省等より報道発表いたします。また、環境省のグリーン購入法に関するホームページでも、ご連絡いたします。

【 環境省のグリーン購入法に関するホームページ 】

<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/index.html>



合法木材の利用拡大に向けて

平成27年2月
林野庁



合法木材とは？

「違法に伐採された木材は使用しない」という、我が国の基本的考え方に基づいた、我が国の違法伐採対策

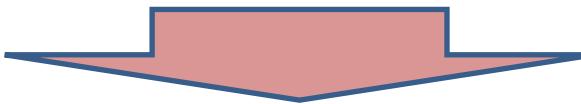
林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した方法に沿って、伐採時の合法性が証明された木材（国産材、輸入木材問わず）

G法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具、ベッドフレーム、建設資材で木製のものは、合法性が判断の基準。さらに、H27年度から合板型枠を新たに追加

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年 林野庁策定)



1. 森林認証とCoC認証を活用した証明方法 (FSC、PEFC等)
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による
証明方法 (25年度末で11,111事業体が参加)
3. 個別企業による自主的な証明方法 (製紙業界等)



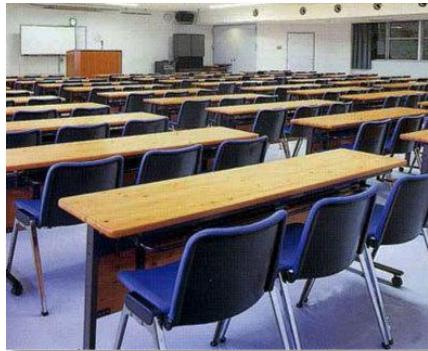
供給体制は概ね整備(全国で供給可能)→仕様書等に
記載することで調達は十分可能

※詳細は、「合法木材ナビ」ホームページ <http://www.goho-wood.jp/> を参照。

木材を原材料として使用した製品の例(これまでの品目)



備品及び消耗品の調達の際には、合法木材、間伐材等の木材を使用した製品を！



(会議机)



(いす)



(書棚)



(コピー用紙)



(フラットファイル)



(チューブファイル)



(業務用茶封筒、はがき、名刺など)

新たな品目となる合板型枠の製品例及び施工例

表 裏



【厚さ】12mm、15mm
 【幅】600mm、900mm
 【長さ】1,800mm
 【樹種】国産針葉樹、
 外国産針・広葉樹
 【塗装】ウレタン塗装等

【使用後の合板について】

使用後の合板は回収・リサイクルにより、パーティクルボード等の原料としての利用が可能です。再利用できない廃材は、バイオマス発電の燃料としての利用も可能です。

■民間のマンション建設現場での施工例

間仕切り壁及び床スラブでの施工例



平滑な仕上がり面のようす

■治山工事などの土木工事における施工例

型枠を組んだコンクリート打設前のようにす



渓間工のコンクリート構造物での施工例

違法伐採についての報道例

○「違法木材、日本に輸出か」

「マレーシア・サラワク州の熱帯林は絶滅が心配されるオランウータンなど貴重な生物のすみかでもある。だが、市民団体のグローバル・ウッドネット(GW、本部・英国)は「サラワク州では、違法伐採などによって森林破壊が進んでいる。違法木材が日本に輸出されている可能性も高い」と指摘している。

GWによると、サラワクの天然林の面積は2000～12年の間に15%減少した。人工衛星画像の解析や現地調査から、伐採が許されていない川沿いで広範囲に木が切られていたり、切ってはならない小さな木が切られていたりといった違法伐採が横行。13年2月の衛星画像からは国立公園内部で大規模な伐採が行われたことが分かった。

違法伐採の木材かどうかは未確認だが、12年にGWが実施した日本国内の調査では、サラワク州で違法伐採をしている企業の丸太が愛知県蒲郡港で見つかり、違法伐採が確認された地域からとみられる合板が日本国内で売られていることも分かった。

サラワク州の木材製品は、日本が最大の購入先で、12年の購入総額は800億円。同州で生産される合板のほぼ半分が日本に輸出されるという。

GWのリック・ジェイコブソンさんは「欧米、オーストラリアでは、企業に自社の製品が合法的なものであると証明することを義務づける制度が採用されている。日本も規制強化を急ぐべきだ」と指摘している。」

(平成26年10月31日付毎日新聞朝刊より抜粋)

違法伐採についてのNGOの活動例



○「『合法木材の推進、グリーン購入法の対策や原生林材・違法材対策についてのアンケート』結果発表」

「ウータン・森と生活を考える会、国際環境NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)、JATAN名古屋は、47の都道府県を対象とした「合法木材の推進、グリーン購入法の対策や原生林材・違法材対策についてのアンケート」を実施しました。

アンケートの結果、米国改訂レイシー法やEU木材法のような違法伐採材を調達から排除するためのサプライチェーンにおけるリスク管理を義務付けるような規制強化の必要性について、18%(6自治体)が「必要」と回答しました。また、リスク管理のための詳細なサプライチェーン管理の必要性についても25%が「必要」と回答しました。

まだまだ十分ではないものの、既存の合法木材の制度のみでは、違法伐採材の調達リスクを軽減することができないため、さらなる規制強化等の対策の必要であることが認識されるようになってきています。」

「違法伐採対策に関する声明を公表している自治体が34%、研修等を実施しているのが31%あり、以前より違法材対策に取り組む自治体が増えているが、研修等実施は業界任せであり、声明に基づく自治体主導の取り組みでないとその著しい波及効果は望めません。」

「一方、違法性リスクの非常に高い熱帯材の使用削減目標や不使用宣言等に関する可能性については、削減量を決めているのはわずか1自治体のみで、「時期環境基本計画の改訂時に検討」が34%、「2016年以降も計画なし」が38%と、非常に後ろ向きな回答が目立ちました。なお県産材利用促進活動に関しては97%が「独自の推進活動」を実施していると回答しているが、その効果は不透明です。」

(平成26年12月9日発行「ウータン115」より抜粋)

合法木材の利用拡大に向けて



グリーン購入法の着実な取組により、国内外の森林の整備・保全に貢献

公共建築物等木材利用促進法の着実な取組により、合法木材による木造化・木質化を推進

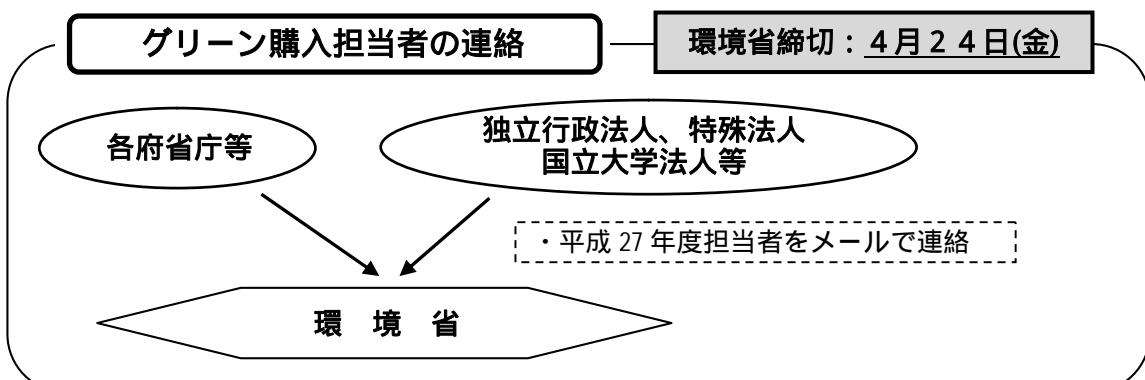
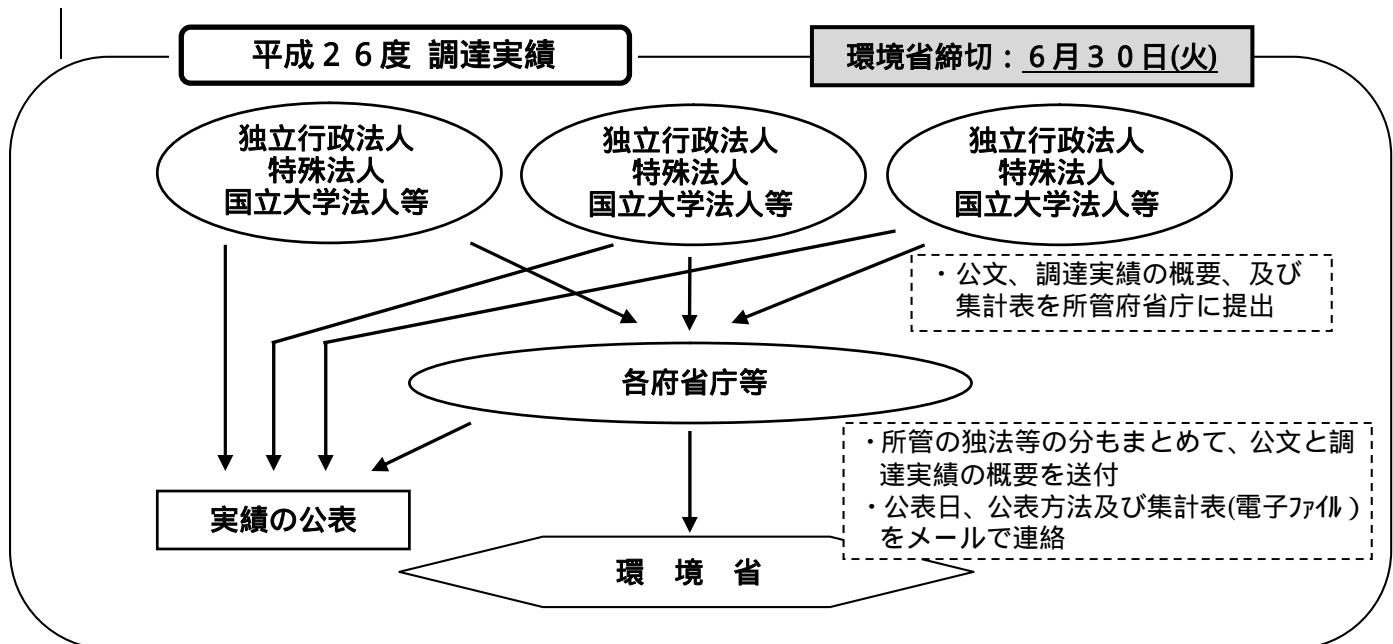
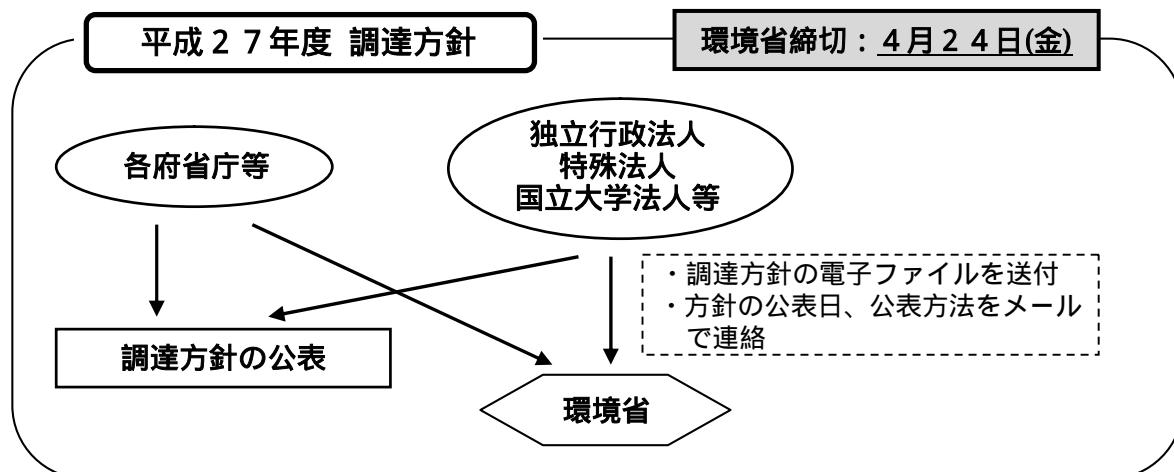
違法伐採材を排除することは、行政の説明責任や企業のCSR等の観点からも必要



今後は、鉄筋コンクリート建築等の非木造施設整備に必要不可欠な合板型枠についても、積極的な合法木材の調達をお願いします！

連 絡 事 項

調達方針の作成・調達実績の集計等について



1. 平成27年度調達方針について

- 平成27年度調達方針を作成、公表してください(法第7条第3項による)。
- 環境省宛に、調達方針を電子ファイルにて送付してください。その際に、調達方針の公表日、公表方法をメール本文中に記載の上ご連絡ください。

提出内容	提出方法	提出期限
調達方針(電子ファイル)	E-mailに添付	平成27年4月24(金)
調達方針の公表日・公表方法	E-mail本文中に記載	
調達方針の公表URL	E-mailにリンクを貼付	

作成に当たっては、(別紙1)の記載事項にご留意ください。

調達方針をホームページ上で公表する場合は、調達方針を掲載しているページに直接アクセスできるURLについてもご連絡ください。

2. 平成26年度調達実績について

- 平成26年度調達実績概要を作成、公表してください(法第8条による)。
- 環境大臣宛の公文・調達実績概要を紙ベースで環境省宛、郵送してください。
- 環境省宛に、調達実績を電子ファイル(Excelファイル)にて送付してください。その際に、調達実績の公表日、公表方法をメール本文中に記載の上ご連絡ください。

提出内容	提出方法	提出期限
環境大臣宛の公文・調達実績概要(紙)	郵送	平成27年6月30日(火)
調達実績の集計表(Excelファイル)	E-mailに添付	
調達実績の公表日、公表方法	E-mail本文中に記載	
調達実績の公表URL	E-mailにリンクを貼付	

環境大臣宛の公文の例は、「国等 資料3」をご参照ください。

調達実績の集計にあたっては、(別紙2)をご参照ください。

調達実績をホームページ上で公表する場合は、調達実績を掲載しているページに直接アクセスできるURLについてもご連絡ください。

調達実績集計表は、国等の機関全体の環境物品等の調達量の集計に活用いたします。

独立行政法人等は

- 公文(紙) 調達実績の概要(紙) 実績の集計表(電子ファイル)全て、所管府省庁を通じて環境省に送付願います。
- 所管府省庁は所管独立行政法人等の分をまとめて、環境省に送付ください。
- 公表日、公表方法のメール連絡は、環境省宛に直接行ってください。

3. 調達実績集計表の様式について

- 平成 26 年度調達実績集計表(Excel ファイル)は、環境省ホームページに掲載済みです。
- 下記の URL(グリーン購入法の HP)の「国等の機関のための参考情報」欄に掲載していますので、ダウンロードを行ってください。

<調達実績集計表のダウンロード先>

<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/shiryou.html>

- 平成 27 年度実績集計表については、本年度末を目処に環境省ホームページに掲載予定です。
- 平成 26 年度の実績の作成に当たっては、(別紙 2)の記載事項にご留意ください。

4. 合法木材に係る集計表について

- 平成 26 年度「『公共建築物等木材利用促進法』及び『グリーン購入法』に係る合法木材、間伐材の利用に係る集計表」:林野庁及び環境省合同調査(Excel ファイル)は、平成 26 年 4 月に各府省庁等担当者の方へすでに電子メールにて配布済みですが、改めて送付を希望される方はご連絡願います。
- 平成 27 年度の「合法木材および間伐材の利用に係る集計表」は、平成 27 年 4 月頃に各府省庁等担当者の方へ電子メールにて送付予定です。

5. グリーン購入ご担当者の連絡について

- 環境省に、平成 27 年度のグリーン購入ご担当者(所属・氏名)を連絡してください。様式はありませんので、メール本文に記載してください。
- 前年度から変更がない場合もご連絡ください。
- 年度の途中で担当者に変更が生じた場合は、その都度ご連絡ください。

6. 送付先・連絡先

【送付先】

〒100-8975 千代田区霞が関1 - 2 - 2
環境省総合環境政策局環境経済課 グリーン購入担当 宛
E-mail : gpl@env.go.jp

【連絡・問い合わせ】

環境省総合環境政策局環境経済課(担当:伊藤、品川)
TEL : 03-5521-8229 FAX : 03-3580-9568
E-mail : gpl@env.go.jp

調達方針作成に当たっての留意事項

1. 品目の追加等にあわせた項目設定

調達方針の項目設定は、新たに追加される品目等に注意して行ってください。

平成27年度に新たに追加される品目

スマートフォン、金属製ブラインド、合板型枠

2. 各品目の目標の立て方、実績計上方法等に関する留意事項

OA機器、家電製品等

- ・ リース・レンタル契約も調達量に含めてください。
 - ▶ 新たに契約する場合や契約を更新する場合の数量をカウント
 - ▶ 契約を継続する場合は、基本的には機種変更を行うことができないものと考えられるため、新規に契約するものと別に数量をカウント
 - ▶ 年間を通じて契約する場合
契約を締結した月に1回だけカウント
 - ▶ 当該年度内で2回以上契約を更新する場合(例:毎月契約を更新する場合など)
リース・レンタルする機種に変更がない場合は年間で1(台)だけカウント
(4月又は機種が変更される月に1台をカウント)

目標の立て方にリースもしくはレンタル契約を含むとの記載のある品目

コピー機等、電子計算機、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、
シュレッダー、デジタル印刷機、プロジェクタ、移動電話等分野の各品目、電気冷蔵庫等、
テレビジョン受信機、エアコンディショナー等分野の各品目、温水器等分野の各品目、自動車、
毛布等、ベッド、テント・シート類、モップ

自動車

- ・ リース・レンタル契約については、概ね1年程度以上の契約の場合のみを対象としてください。
 - ▶ 新たに契約する場合や契約を更新する場合の数量をカウント
短期間のレンタルはカウントしない。
- ・ 一般公用車及び一般公用車以外に分けて、調達率の目標を定めてください。また、下記の自動車については別途、調達台数をカウントしてください。

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、
燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車(定員10人以下の乗用車)

- ・一般公用車以外については、乗用車、小型バス、貨物車、重量車(路線バス・一般バス及びトラック等・トラクタ)について、それぞれ目標値を定め、調達台数をカウントしてください。
- ・一般公用車(通常の行政事務の用に供する定員10名以下の乗用自動車)は、普通自動車又は小型自動車が対象となります。一般公用車に該当しないもの(軽自動車やバス、貨物車、重量車等)は一般公用車以外にカウントしてください。

太陽光発電システム・太陽熱利用システム

- ・新規に導入するシステムの総設備容量(kW)(太陽光発電システム)もしくは総集熱面積(m²)(太陽熱利用システム)で行ってください。
発電電力量ではありません。

日射調整フィルム

- ・判断の基準を満たす日射調整フィルムの調達面積の割合(総調達面積に対する割合)としてください。

生ゴミ処理機・食堂

- ・下記のとおり目標を定めてください。

食堂運営の委託契約がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国等が生ゴミ処理機を設置して食堂運営受託者に使用させる場合</u> ・<u>食堂運営受託者が生ゴミ処理機を設置する場合</u> 「生ゴミ処理機」及び「食堂」について目標を定めてください。 ・<u>生ゴミ処理機を設置せず、食堂運営受託者が生ゴミ処理を外部委託する場合</u> 「食堂」について目標を定めてください。
食堂運営の委託契約がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国等が生ゴミ処理機を設置して食堂運営者に使用させる場合</u> ・<u>食堂運営者が生ゴミ処理機を設置する場合</u> 「生ゴミ処理機」について目標を定めてください。

災害備蓄用品

- ・「毛布」「作業手袋」「テント」「ブルーシート」「一次電池」については、通常業務において使用する物品との合計で行ってください。
- ・「一次電池」については、「災害備蓄用品」として調達した使用推奨期限が5年以上のものについて、調達実績集計表の「一次電池のうち防災備蓄用品として調達したもの」の欄に調達した個数を記入してください(個数は、「一次電池又は小形充電式電池」の内数となります。)。

印刷

- ・判断の基準を満たす印刷業務の契約件数の割合としてください。
- ・他の役務の一部として発注されるもの(委託業務の中で報告書の印刷を行う場合など)も含めてください。

自動車専用タイヤ更生

- ・ 契約の総件数としてください。
- ・ 自動車整備業務の一部として調達するものも含めてください。
- ・ 既製の更生タイヤ(リトレッドタイヤ)を購入する場合や再溝切り(リグルーブ)のサービスの調達も含めてください。

自動車整備

- ・ 判断の基準を満たす自動車整備の契約件数の割合としてください。
- ・ 1件の契約で複数台の整備を行う場合は、
 - ▶ そのうち1台でも部品交換を伴うものがあれば1件とカウント
 - ▶ そのうち1台でも基準を満たすものがあれば、判断の基準を満たすものとして1件カウント
- ・ 「判断の基準を要件として発注したものの件数」も記入してください。
 - ▶ 自動車整備においては、交換する部品の種類により、商品のないものや適時での入手が困難な場合もあり、目標を立てて最大限努力をした場合でも目標を達成できない場合があることが想定されるため。
- ・ エンジン洗浄
 - ▶ 判断の基準を満たすエンジン洗浄を実施した場合は、調達実績の集計表に件数を記入してください。(エンジン洗浄の実施件数は、自動車整備の内数となります。)

輸配送

- ・ 契約単位としてください。(個別の発送数ではありません)
「輸配送」の対象は、「国内向けの信書」「宅配便」「小包郵便物」「メール便」です。

旅客輸送

- ・ 契約単位としてください。(利用回数ではありません)
「旅客輸送」の対象は、「一般貸切旅客自動車」「一般乗用旅客自動車」です。

クリーニング

- ・ 契約単位としてください。(利用回数ではありません)
 - ▶ 毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合は当該品目でカウントしてください(クリーニングとしてはカウントしない)。

飲料自動販売機設置

- ・ 契約又は使用許可により調達する台数(利用回数ではありません)をカウントしてください。
 - ▶ 年間を通じて契約又は使用許可する場合
契約又は使用許可を行った当該月にカウント
 - ▶ 複数年を通じて契約又は使用許可する場合
契約又は使用許可を行った年度の当該月にカウント
- 設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えを伴わない場合は、カウントしない。

引越輸送

- ・ 判断の基準を満たす引越輸送の契約件数の割合としてください。
- ・ 庁舎等のビル間の移転のみでなく、ビル内移動、フロア内移動を委託契約により行う場合も含みます。
　　美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となるものは除く。

会議運営

- ・ 委託契約による会議運営を含む業務の総契約件数のうち、判断の基準を満たす業務の契約件数の割合としてください。

3. 特定調達品目以外の品目

- ・特定調達品目以外の品目についても、積極的に基準を定め、目標を設定してください。
- ・特定調達品目に準じて判断の基準及び配慮事項を明示した上で、調達目標を設定してください。
- ・判断の基準は、環境負荷の低減の観点から定めてください。
- ・WTO政府調達協定との整合性の確保に留意してください。
- ・目標を定めていない品目の購入に際しても、できる限り環境に配慮された製品の調達に努めていただくよう、お願いいたします。

調達実績集計表 記入の際の留意点について

環境省では、各府省庁及び独立行政法人等の各機関よりご報告いただいた調達実績集計表をもとに、国等の機関全体における環境物品等の調達量の集計、及び環境負荷低減の効果評価を行っています。

各府省庁等及び独立行政法人等の各法人におかれましては、調達実績集計表の記入の際、以下の点にご留意願います。

1. 「共通」

- ・当該年度のフォーマットを使用してください。(×過年度の書式は使用しない)
 - ▶平成26年度の調達実績 「平成26年度調達実績集計表」を使用
 - ▶平成27年度の調達実績 「平成27年度調達実績集計表」を使用
- ・本年度は、OA機器分野の細分化により品目の順序が大きく入れ替わるため、必ず平成27年度のフォーマットを使用くださいますようお願いします。
- ・実績集計表(Excelファイル)の様式変更は行わず、そのまま使用してください。
 - *品目名の入れ替えは行わないでください。
 - *セルの結合、解除は行わないでください。
 - *単位は、集計表ひな型の単位に合わせて集計してください。

2. 「物品・役務」

- ・ご提出いただく前に、以下の点について確認をお願いします。
 - ▶各月の調達量の合計が、年間集計表の数値と合っているか
 - ▶品目自体が特定調達物品である(ETC対応車載器、生ゴミ処理機等)場合
「総調達量 = 特定調達物品等の調達量」となっているか
 - ▶判断の基準を満足しない物品等の調達実績がある場合は、
「総調達量 = 特定調達物品等の調達量 + 判断の基準を満足しない
物品等の調達量」になっているか
 - 月別集計表を使用せず、年間集計表に直接入力した場合は特に注意

3. 「公共工事」

- ・「概要書式」のシートは必ず提出してください(「概要書式」は集計書式にリンクしています)。

4. 「合法木材に係る集計について」

- ・平成25年度より、「『公共建築物等木材利用促進法』及び『グリーン購入法』に係る合法木材、間伐材の利用に係る集計表」(林野庁及び環境省合同調査)に変更されています。
- ・集計の対象機関、対象品目、集計方法等の詳細については、別途ご連絡いたします。

調達実績の概要の取りまとめ及び公表並びに 環境大臣への通知の項目

1 . 調達実績の概要の内容

(1) 特定調達品目の調達状況

目標達成状況等

- 各特定調達品目の調達量
- 各特定調達物品等の調達量
- 各特定調達品目の目標、特定調達物品等の調達率、目標達成率

調達目標を達成できなかった場合の理由等

- 判断の基準を満足しない物品等の調達量
- 調達した判断の基準を満足しない物品等の内容（特徴、仕様、環境への配慮等）
- 判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

- 環境への配慮の内容
- 調達量

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

- 環境物品等の名称
- 環境への配慮の内容
- 上記(1)からに関する事項

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

(例えは、受注者の環境負荷低減への取組の考慮、入札方法の工夫等)

(4) 当該年度調達実績に関する評価

2 . 環境大臣への通知期限

- 翌会計年度 6月末

<参考>

第 8 条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度終了後、遅延なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

環境大臣への調達実績の概要の通知及び送付用公文の例
(各府省等及び独立行政法人等の調達実績の概要を通知する場合)

第 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

各府省等の長
又は独立行政法人等の長

環境物品等の調達実績の概要について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、別添の通り通知します。

(所管下の独立行政法人等の調達実績の概要を送付する場合)

第 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

大 臣

環境物品等の調達実績の概要について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、別添の通り所管下の独立行政法人等の長より貴大臣あての通知を送付します。